

平成 28 年 1 月 8 日

全国重症心身障害児（者）を守る会

各支部長 様

各運動推進委員 様

各ブロック事務局長 様

法人常任理事会会員 様

全国重症心身障害児（者）を守る会

会 長 北浦 雅子

「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて（報告書）」について（情報提供）

平成 27 年 12 月 14 日に厚生労働省から「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて（報告書）」が公表されましたので、情報提供いたします。

これは、平成 25 年 4 月に施行された「障害者総合支援法」の附則による法施行後 3 年を目途とした見直し規定に基づき、厚生労働省社会保障審議会障害者部会において、障害福祉サービスの在り方等について検討が行われたものです。

平成 27 年 4 月から検討が行われ、関係団体からのヒアリングが行われたほか、19 回にわたる施策全般の見直しに向けた検討が行われました。

今後、本報告書に基づき、関係法律の改正や平成 30 年度に予定されている障害福祉サービスの次期報酬改定等に向けて、具体的な改正内容について検討が行われることとされています。

なお、28 年 1 月号の「両親の集い」では、本報告書について厚生労働省からの解説を含めて掲載することとしております。

以 上

【添付資料】

「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて（報告書）」